

# 戸別受信機を配布します

川島町では、現在、防災行政無線（屋外スピーカー）により防災情報を発信していますが、町民の皆様確実に防災情報をお知らせするため、令和3年4月以降から戸別受信機により防災情報を発信します。戸別受信機を希望する方は、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

## ★目的

戸別受信機は、防犯や災害に関する防災情報などを町から町民の皆様のご家庭や事業所へ一斉にお伝えするためのものです。



よこ 180×たて 110×奥行 41.5(mm)

## ★貸与対象

申請時点で、川島町内に住民登録した世帯主の方、または町内事業所

## ★負担額

【町内に在住している方（町内の事業所）】

1世帯（事業所） 1台 3,000円 ※2台目以降を希望する方は、実費18,000円

**申請時点で、下記世帯に該当する場合、1台 無償となります。**

（※無償の場合でも申請書の提出が必要です）

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②下記の障害者手帳をお持ちの方がいる世帯
  - 1) 身体障害者手帳（1級・2級の方又は、聴覚障がいを理由としてる方）  
※聴覚障がいを理由としている方は、文字表示付き戸別受信機になります。
  - 2) 療育手帳（**A**・Aの方）
  - 3) 精神障害者保健福祉手帳（1級の方）
- ③生活保護世帯
- ④準要保護世帯
- ⑤ひとり親等家庭世帯（児童扶養手当又は、特別児童扶養手当受給世帯）
- ⑥防災ラジオをお持ちの世帯（町から配布した防災ラジオをお持ちの方）

## ★機能と特徴

- ①町が発信する防災情報等を自動で受信し、音声流れます。
- ②停電時は、照明が光って戸別受信機の場所をお知らせします。
- ③通常時はFMラジオとしても使用できます。

## ★維持管理費の負担

戸別受信機の維持管理費用は原則、使用者の負担です。

- ①電気料金と電池の交換費用
  - ・通常使用時はACアダプタを接続し、100Vコンセントに差し込んでください。また、急な停電に備え必ず電池（単3形アルカリ乾電池3本）を入れてください。
  - ・故障防止のため、1年に1回は必ず乾電池を交換してください。

## ②故障や破損した際の修理費用

- ・貸与から5年間は川島町で無料修理します。ただし故意等による破損や紛失は対象外となります。

## ★転出の場合

- ・世帯全員が町外へ転出されるときなどは戸別受信機を川島町総務課へ返還してください。

※返還いただいた方に、ふるさと納税1万円分相当の返礼品をお渡します。

## ★申請方法

### 1 申請書の配布



パンフレットを読み、申請書をホームページより印刷し、記入してください。  
※川島町総務課窓口にて配布を行っております。

### 2 申請書の記入・提出



申請書に必要事項をご記入のうえ、引換券を切り取り、川島町役場総務課へ提出してください。  
引換券は、戸別受信機の引き渡し時に使用しますので大切に保管してください。

### 3 戸別受信機の受け取り



令和3年4月以降に各地区公民館等で配布しますので、別紙の引換券と負担金をお持ちください。配布日程等、詳しくは、後日ご連絡します。

### 4 戸別受信機の設置

建物の聞き取りやすい場所に設置してください。

- ・維持管理費用（電気料や電池交換代）は使用者の負担となります。
- ・戸別受信機は高価な機械ですので、大切に使用してください。
- ・転貸は絶対にしないでください。

町では、昨年の台風第19号を踏まえ水害対策を進めています。荒川上流河川事務所では、大規模な水害時には、川島町内全域が浸水する想定をしており、町民の皆様がいち早く町外へ広域避難することが極めて重要になります。町では、その際の災害情報の伝達手段として、各家庭に戸別受信機を配布することといたしました。

令和3年度からは現在の屋外スピーカーに代わり、戸別受信機により災害情報を発信します。ご自身やご家族の命を守るため、ぜひ戸別受信機のご利用をお願いします。

川島町長 飯島 和夫

問合せ 総務課 防災対策室 TEL：049-299-1753